

令和6年10月24日
302会議室

令和6年第20回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和6年第20回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年10月24日(木)
開 会 午後 1 時 0 0 分
閉 会 午後 2 時 1 0 分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長	栗 原 寛	
教育委員	石 本 一 弘	伊 藤 憲 春
	小 柳 郁 美	堀 切 菜 摘
署名委員	伊 藤 憲 春	

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	齋藤 真志	教育総務課長	臼井 隆行
学校施設建替担当課長	鈴木 信貴	指導課長	佐藤 達哉
主任指導主事	片山 伸哉	統括指導主事	野津 公輝
教育支援課長	高橋 周	学校給食課長	青木 勇
生涯学習推進センター長	庄司 康洋	図書館長	黒島 秀和

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係	和田 健治	齋藤 綾乃
----------	-------	-------

案 件

1 協議

- (1) 立川市第4次学校教育振興基本計画骨子案について
- (2) 立川市 学校における働き方改革総合プランについて
- (3) 立川市第4次特別支援教育実施計画骨子案について
- (4) 「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」及び「食物アレルギー対応実施手順書」の改正について
- (5) 若葉図書館の臨時休館について
- (6) 若葉会館の臨時休館について

2 報告

- (1) 令和6年上半期 教育委員会事業後援の概要について
- (2) たちかわ読書ウィークについて

3 その他

令和6年第20回立川市教育委員会定例会議事日程

令和6年10月24日

302会議室

1 協議

- (1) 立川市第4次学校教育振興基本計画骨子案について
- (2) 立川市 学校における働き方改革総合プランについて
- (3) 立川市第4次特別支援教育実施計画骨子案について
- (4) 「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」及び「食物アレルギー対応実施手順書」の改正について
- (5) 若葉図書館の臨時休館について
- (6) 若葉会館の臨時休館について

2 報告

- (1) 令和6年上半期 教育委員会事業後援の概要について
- (2) たちかわ読書ウィークについて

3 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただ今から、令和6年第20回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。

○栗原教育長 よろしくをお願いいたします。

本日は、協議6件、報告2件でございます。その他は、議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日、第20回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、指導課長、片山主任指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

◎協 議

(1) 立川市第4次学校教育振興基本計画骨子案について

○栗原教育長 それでは、1協議(1)立川市第4次学校教育振興基本計画骨子案について、に入ります。

臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。

○臼井教育総務課長 それでは、1協議(1)立川市第4次学校教育振興基本計画骨子案について、資料に基づきご説明いたします。

立川市学校教育振興基本計画につきましては、令和2年度に策定いたしました第3次学校教育振興基本計画の計画期間が令和6年度末までのため、現在、令和7年度を計画初年度とする立川市第4次学校教育振興基本計画の策定に取り組んでおります。

本計画の策定にあたりまして、これまでに庁内の検討会を4回実施するとともに、外部委員で構成される立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会で3回協議を重ね、計画の骨子案をまとめました。

骨子案では、計画の章立てを明らかにするとともに、各章の概要についてお示ししております。第4次の計画につきましては、現時点では第3次の計画と同じ章立てで策定する予定で、第1章では、計画策定の目的や経緯、計画期間等の計画概要について記載する予定です。第2章では、学校教育に関する国や都の動きを記載するほか、第3次の計画の達成状況や本市の学校教育を取り巻く状況から、本市の学校教育における課題について記載する予定です。第3章では計画の基本方針や体系図、第4章では基本方針ごとに現状や課題を掲げ、今後5年間の施策の展開や取組項目等について記載する予定です。

計画の骨子案につきましては、先ほどご説明したとおり現在の第3次の計画を踏襲しておりますが、検討委員会での委員からの意見により、第2章第5節では立川市の学校教育における課題を新たに加えるなど一部変更を試みている箇所がございます。

また、第2章第3節の立川市第3次学校教育振興基本計画の達成状況や第4節の立川市の学校教育を取り巻く状況等を踏まえた課題が第5節の立川市の学校教育における課題につながり、その課題解決の取組が第4章の事業の展開と今後の方向性につながるよう、計画の見せ方についても市民の理解がより深まるよう工夫しながら策定を進めてまいりたいと考えております。

計画の骨子案につきましては、本日、教育委員会定例会でご協議いただいた後、12月市議会定例会の文教委員会で報告する予定です。

なお、検討委員会では、計画により近い形の素案の案についての検討を開始しており、今後、教育委員会定例会でも素案の案についてご協議をお願いする予定でございます。

説明は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 第2章第5節では、今現在の立川市の学校教育における課題について項目立てをして、こういうことをこのように推進していくというような書きぶりになるかと思うのですが、ちょうど計画の第3次から第4次にかけて、子どもたち一人ひとりがノートPC等のデジタル機器を使うような授業展開が積極的に全国で行われて、その成果と課題もこの説の中にも含まれてくるのかと思います。昨今、デジタルだけではなくてやはり紙も大事にしようといった様々な動きがありますので、そういう日本全体の教育の課題と、立川市における課題とが明確になるような形でご協議いただければありがたいと思っております。

以上です。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 ご説明ありがとうございました。第2回検討委員会までの議事録が公開されており、読みました。公募市民の方など、いろいろな方が委員になられていると思うのですが、自分と似たようなことを皆さん感じておられるのだなと、すごく共感することがありましたので期待していますという感想です。

それから、スピーディーに公開していただいてありがとうございます。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

先ほど臼井教育総務課長から説明がありましたとおり、本日は章立てとその概要部分に触れておりますが、計画としてかなり書き込みがされた素案の案を年内の教育委員会定例会にてお示しができると思います。計画の詳細は、その時点でご説明いたしますので、その時にご意見をいただければ教育委員の皆さまの意見を計画に反映できると思いますので、そこでぜひまたご意見をいただければと思います。本日については、よろしいでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかないようでございますので、それではお諮りをいたします。

1 協議（１）立川市第４次学校教育振興基本計画骨子案について、は現段階での提案についてはお承認することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 協議（１）立川市第４次学校教育振興基本計画骨子案について、は承認されました。

◎協 議

（２）立川市 学校における働き方改革総合プランについて

○栗原教育長 続きまして、1 協議（２）立川市 学校における働き方改革総合プランについて、に入ります。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 立川市学校における働き方改革総合プランについてご説明いたします。本プランは、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ることを目的に、平成 31 年 3 月に策定されました。

今回は、その計画を受けて取り組んだ内容の達成状況や検証結果、立川市立学校教員の勤務実態、立川市教育委員会において実施している取組について、令和 6 年 9 月改定として資料の 3 ページ～9 ページに記載させていただいております。そこからも読み取れますように、さまざまな取組を進めてきたところではありますが、依然として長時間勤務の教員が多い状況にあり、その改善に向けて今回プランの改定を行うこととなりました。改定にあたっては、前プランの考えを踏襲しつつ、国や東京都の動向、社会情勢の変化、学校現場の実態等を踏まえながら、より実効性のあるプランに改定していく必要があります。

東京都教育委員会において、学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラムが令和 6 年 3 月に策定されたことから、今後、本市の取組としても、立川市立学校教員の任命権者である東京都教育委員会が定める目的や目標、取組の方向性と合わせて取り組んでいくこととします。

今回の改定の基本的な考え方、今後の取組については、本資料 10 ページ～12 ページに記載しております。

説明は以上となります。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。石本委員、お願いいたします。

○石本委員 2 つあります。まず 1 つは質問です。

2 ページ目の平成 31 年 3 月にこういう形でプランを策定してという部分の文章が、点が多く文章が長くて読みづらかったです。過去に策定した文章をそのままということだと思うのですが、これを例えば書き換えるなどということは可能でしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 ご指摘いただいた、点が多くて読みづらいという部分については、今後そういったご意見を踏まえて修正していくことは可能かと思います。前プランの内容等をたがえることのないような表現を意識しつつ、より読みやすい文章に検討していきたいと思います。

○栗原教育長 石本委員、お願いいたします。

○石本委員 気になっているところがいくつかあるのですが、例えば前書き2ページの本文4行目の「教員の長時間労働の改善に取り組み」について、既に指導課を中心に取組を進めていて、なおいろいろな課題があるということなので、「取り組んでいるので改善を推進し」や「さらに推進する」など、何か既に取り組んでいることが分かるような書き方にしていきたいです。

次の質問ですが、体育科で教材を研究した時には「健康の保持増進」という言葉の使い方をよくしていましたが、この策定の中では、「心身の健康保持」という表現となっているのですが、こちらはそのままでしょうか。以上、2つです。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 取り組んでいることが分かる文章にということで、意識して見直していきたいと思います。

また、確かに多くの場面で「健康の保持増進」といった表現も見受けられます。「心身の健康保持の実現と」とどちらの表現が、より分かりやすく適切かということも含めてもう一度検討させていただきたいと思います。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 付け加えさせていただきますと、先ほど説明でも申し上げたのですが、東京都の方針を当市は踏まえており、こちらの文章も東京都の文章を生かした表現となっておりますので、そこも踏まえた上で再度検討させていただきたいと思います。

以上となります。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 質問ですが、12ページの(4)の1つ目「教職員アウトリーチ型相談事業」は、どういう内容なのか、今まででも行われていたのか、新しく始まった事業なのか、詳しく聞きたいです。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 こちらについては、近年、東京都が新たに取り組みを始めた事業でございます。特に新規採用教員については悉皆となっており、初異動の教員や、学校の希望をもとに要望に応じてアウトリーチ型で全教員が相談をすることができるという東京都の事業でございます。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 臨床心理士等のカウンセリングを受け、ご自身と向き合われることで子どもへの援助の仕方が分かったり、すごくいいなと思いましたが、全ての先生が対象で、希望があれば継続的に受けることも可能なのでしょうか。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 対象は全ての教員となりますが、実際に実施しているのは新採用の方々を除いては、学校から希望があった場合です。東京都だけでおよそ6万人を超える教員がおりますので、まだ全ての教員という部分では難しいところもあると認識しております。

以上です。

○栗原教育長 堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 ありがとうございます。ぜひ、もう無理となる前に活用していただけるように、周知いただけたらと思いました。

以上です。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 2つ質問があります。まず、5ページと6ページにまたがっている、具体的施策の達成状況の一番下の業務改善・指導体制の充実の「③学校は、校内清掃において合理的に回数や範囲等を設定し、」というところで、ここの評価の欄に「学校の実情に応じ、校内清掃の合理化を図った。一方で、外部人材等の活用は難しかった。」と記載がありますが、なぜ難しかったのでしょうかということが質問の1つ目です。

もう1つは、8ページ、時間外在校等時間の上限があるということで、特例的に認められるものが4つあるということですが、特例と認める際に、この月はどうしても残業してしまいますというような申請などをするのでしょうかという質問が2つ目です。

以上、2つです。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 まず、1つ目でございます。こちら5ページ、校内清掃において、合理的に回数や範囲等を設置し、地域人材等の参画や協力を得ることについてですが、回数等については、学校において清掃の回数を可能な範囲で削減したといった負担の軽減のほか、時数の確保等もございますが、そういった取組を行ったところでございます。ただ、外部人材等の活用については完全にボランティアというところもあり、非常に難しく、策定の段階ではこういったところもできるといいなというところがあったと思いますが、実際に運用する際には人材の確保や費用の面等々で非常にハードルが高い取組目標だったと認識しております。そのため、回数等については精選して効率を図ることができましたが、人材の活用についてはできなかった次第です。

また、2つ目の質問ですが、いわゆる教職員の超勤4項目と言われているもので、これについては基本的には宿泊を伴うなど、そういったところで、これはあまり実施することはありません。手元資料がなくうまく説明できませんが、こちらについては必要に応じて手続き

等が必要になるものであると思います。

以上です。

○栗原教育長 小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ご説明ありがとうございます。特例的な扱いの回答については、実施することは少なく、実施する場合には手続きが必要ということで理解しました。

1つ目の質問ですが、学校に行くとトイレなどがきれいな学校も汚い学校もあり、トイレは生徒が清掃しているわけではありませんよね。学校の予算などがあると思いますが、差がないようにしたほうがいいかなと思います。トイレが汚いと子どもたちも、汚いなどと言って騒いでしまったりして、より汚くなってしまうケースを見たことがあるので、トイレが汚い学校には予算を多く付けてあげてほしいなと思います。

それから、12ページの(4)働く環境の改善で、今は男性も育休が取りやすくなり、先生を目指す人にメリットとして伝えている点だと思います。しかし、育休を取るのはいいいのですが、育休中の先生の空いた穴を埋めるための先生はいないということが結構問題になっていると学校に行った際に、いろいろなところで聞きます。やはりそこはリカバリーもセットだと思うので、立川市でいい案があったらいいなと思います。東京都を待っているだけではなく、何か立川市でできることはないのかなと思いました。

以上です。

○栗原教育長 ご意見ありがとうございます。

トイレの清掃に学校間の格差が少しあるのではないかとということで、臼井教育総務課長から何かお答えがあればお願いいたします。

○臼井教育総務課長 トイレにつきましては、現在、小学校はシルバー人材センターと別の事業者の2つの事業者が清掃をしております。中学校は9校全部同じ事業者が清掃しておりますので、基本的にトイレの清掃のクオリティーが極端に変わるということは考えづらいところでございます。

また、トイレの設備自体もここ数年で和式トイレを全部洋式に変えたり、トイレの床をいわゆる湿式から乾式というドライ型に変えたりということで、臭い対策についてはかなり取り組んでおります。

ただ、どうしてもトイレに尿がかかってしまうと、それによって尿石というものが付いてしまい、黄ばみの原因になっていますので、そこは清掃業者をお願いしている部分ですが、不足しているということであれば、さらに清潔さを保つよう力をいれて清掃していただくよう指導をしてみたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

もう1つの質問は教員が育休を取った時の代替教員の確保ということでございます。佐藤指導課長から説明があればお願いいたします。

○佐藤指導課長 男性教員の育休の取得というところで、期間は3週間や1カ月、また、2カ

月など、いわゆる短い期間を取得するケースが多いです。そういった場合には、短期間に指導に従事していただける人員の確保が非常に難しく、校内体制を工夫して何とか乗り切っている現状が多いといったところがございます。

それから、先ほどの、超勤4項目について説明が一部不十分だったところがありますので補足をさせてください。

こちらについては、4項目あって、1つ目に児童・生徒の実習や校外学習の業務、2つ目に、修学旅行などの学校行事に関する業務、3つ目に職員会議などに関する業務、4つ目は、非常災害などのやむを得ない業務としており、これ以外の時間外勤務については原則として行わないということになっている、それが超勤4項目と言われているものでございます。

説明は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。石本委員、お願いいたします。

○石本委員 6ページ、7ページの時間外在校等時間の割合の表についてですが、徐々に時間外が多い割合が少なくなってきており、市としても取組の成果が十分出ているのだなと表を見て実感できました。

ただ、月に80時間以上勤務している人の割合が依然として多くて、例えば仮に1校22人だと計算すると80時間以上が8%ということは1.76人、1人～2人ということでしょうか。100時間以上になると5.3ですから、計算上は1校に1人ぐらいということになってしまうということで、この辺りの改善についてはさらに推進していただきたいと思います。

ただ、5ページの表の1つ目の取組項目の取組⑤に、教育の質の向上とありますが、勤務時間だけではなく、教員のやりがい、仕事の取組み方、いろいろな形で質の向上を図っていかねばいけなくて、時間だけに目を奪われずに、ぜひ改革を推進していただきたいと思っています。

10ページの取組の方向性について、これはお願いになります。取組の方向性の1つ目に、「学校・教員が担うべき業務の精査」とあります。今、やりがいのお話を申し上げましたが、子どもたちや保護者、あるいは、地域の皆さんとの学校との関わりの中で、相談であったり協議の場であったりということが求められていくと思います。先日、小学校PTA連合会の懇談会の時にも話が出ましたが、そういう場の設定について、学校としてもいろいろな工夫をしていただいて、佐藤指導課長がその際におっしゃっていましたが、長期休業中や、土曜日の公開授業の日の午後など、そういう協議や相談の場というものは、工夫すればつくれるだろうと思うので、それは働き方改革の中でも推進していただきたいことだなと思っています。

最後、私が気になっていることは、12ページの新規採用教員のメンター制度です。新規採用教員を大事にしようということで先輩の教員たちがいろいろな形でサポートをするのですが、サポートをされている側の新規採用の教員が、経験している先輩のアドバイスをありがたいと思うのではなく、うるさい、や、面倒だ、もういい加減放っておいてくれないか、と

というような反応もあつたりするという話も新聞等を読むとあります。そうならないような風土づくり、組織づくりに努めていただければありがたいなと思います。

以上でございます。

○栗原教育長 佐藤指導課長から、今の石本委員からのご意見に何かあればお願いいたします。

○佐藤指導課長 さまざまなご意見ありがとうございました。教員の働き方改革、質の向上という部分も含めて、8ページの、学校の教員が担うべき業務の精査というところもご指摘いただきました。文科省が定めております、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、また、教師の業務だが負担軽減可能な業務、そういった3つの大項目という分類がありまして、こちらも参考にしつつ学校として持続可能な取組を探っていきたいと思っております。

また、最後にお話しいただきましたメンター制度につきまして、こちらも東京都の制度の1つで、実際に行ってみたところのアンケート結果も出ており、およそ9割の教員が、メンター制度が行われることによって非常に安心して学級経営等に取り組むことができているというような回答を得ております。

一方で、石本委員ご指摘のように、先輩からの助言を受け止められない教員がいることも事実であります。また別の形で、管理職のマネジメントの下で、より効果的な指導、支援の仕方というものも引き続き探ってまいりたいと思います。

○栗原教育長 ほかいかがでしょうか。

堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 もう1つだけお伺いしたいのですが、11ページの(2)の◆の2つ目です。部活動指導員の活用及び地域連携・地域移行の推進というところですが、この前、学校部活動の方針が定められたと思いますが、今のところ教育委員会の指導課が中心に進めていると思います。

保護者として教育の範疇にあるということはとてもありがたいことです。一方で、教員の働き方改革と考えると、外部指導員にお願いしたところで、窓口になったり調整したり、管理職の先生の負担が増えたりすることを考えると、くるプレやR I S U R Uホールにおける吹奏楽の事業などのように、少しずつ教育委員会の外にお願いしていくという方向性もあると思います。その辺りをお伺いしたいです。

○栗原教育長 佐藤指導課長お願いいたします。

○佐藤指導課長 立川市として、部活動の地域連携・地域移行に向けた検討委員会も開いております。教育に関する部分として、指導課も含めた教育委員会が担うべきところもある一方で、地域移行に関しては教育委員会以外の他部署との連携やお力添えも非常に重要だと考えております。

現在、国のワーキンググループでさまざまな議論がなされており、令和8年度以降の方針や方向性についても、つい昨日公表され、2026年度から6年間は改革実行期間ということで休日だけではなく平日の移行についても、今年度末にその取りまとめが示されると言われて

おります。そういった動向も見つつ、教育委員会だけでなく他部署ともしっかりと連携を図り、子どもたち、生徒にとってより良い部活動となるように進めてまいりたいと思います。

○堀切委員 ありがとうございます。

○栗原教育長 少し捕足ですけれども、部活動の地域連携・地域移行検討委員会は、外部の委員さんも含めた検討委員会で、教育委員会部局の職員だけではなく、市長部局のスポーツと文化の担当管理職にも加わっていただいております。堀切委員がおっしゃったとおり地域移行の部分については、地域のスポーツクラブ、文化クラブへの移行などが最終的な目標ですので、まだすぐということではありませんが、そこまで見据えた中で今取り組んでいるところでございます。

○堀切委員 どうもありがとうございます。

○栗原教育長 ほかにいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかないようでございます。それでは、お諮りします。

本日、さまざまなご意見をいただきましたので、最終的にはそういったご意見も反映して修正する部分もございますが、1 協議（2）立川市 学校における働き方改革総合プランについて、は提案のとおりご承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 協議（2）立川市学校における働き方改革総合プランについて、は承認をされました。

◎協 議

（3）立川市第4次特別支援教育実施計画骨子案について

○栗原教育長 続きまして、1 協議（3）立川市第4次特別支援教育実施計画骨子案について、に入ります。高橋教育支援課長、説明をお願いいたします。

○高橋教育支援課長 それでは、立川市第4次特別支援教育実施計画骨子案について、ご説明いたします。

立川市第4次特別支援教育実施計画につきましては、令和2年度に策定した第3次特別支援教育実施計画の計画期間が令和6年度末までのため、現在、令和7年度を計画初年度とする第4次特別支援教育実施計画の策定に取り組んでおります。

本計画の策定にあたっては、これまでに外部委員で構成される立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会で、2回の協議を重ね、計画の骨子案をまとめました。骨子案では、計画の章立てを明らかにするとともに、各章の概要についてお示ししております。

第1章では、計画の目的と計画の概要を記載する予定です。

第2章では、国や東京都の動向、本市の状況、現計画の振り返りによる成果や課題を記載する予定です。

第3章では、今後の5年間の方向性や計画を推進するための基本方針と体系図を記載する

予定です。

第4章では、3つの基本方針ごとに現状や課題、基本施策、取組項目、主な取組等を記載する予定です。

なお、計画の骨子案につきましては、本日、教育委員会定例会でご協議いただいた後、12月市議会文教委員会で報告する予定です。

今後は、引き続き第5次長期総合計画や第4次学校教育振興基本計画など関係する計画との整合を図りながら、検討委員会において計画により近い形の計画素案の案について検討を進め、教育委員会の定例会で計画素案の案について、ご協議をお願いする予定でございます。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 先ほど、1協議（1）立川市第4次学校教育振興基本計画で、検討委員会の際に意見があり、第2章第5節立川市の学校教育における課題という節が加わりましたという説明をお受けしたと思います。こちらの骨子案を見ると、振り返りはあるのですが、課題を示す節はないと思います。こちらの検討委員会でも2回話し合ったということですが、学校教育振興基本計画では課題を示しているの、同じように課題のような節を加えてもいいのかなと思いました。第4章のところに振り返り及び課題など、課題を書くことによって次に何をやらなければいけないということがすごく分かりやすいので、学校教育振興基本計画とその部分は合わせてもいいのかと思いましたがいかがでしょうか。

以上です。

○栗原教育長 高橋教育支援課長、お願いいたします。

○高橋教育支援課長 学校教育振興基本計画との違いなのですが、学校教育振興基本計画の中では、第3次の現計画の達成状況のみを記載する節と課題を記載する節とで切り分けて示していると考えております。特別支援教育実施計画では、取組状況、達成状況と併せて課題をまとめて書かせていただいているような形になり、改めて節としては設けていませんが、第2章第4節の振り返りの中で成果と併せて、課題も書かせていただく予定となっております。

以上です。

○栗原教育長 小柳委員、よろしいでしょうか。

○小柳委員 大丈夫です。

○栗原教育長 今の小柳委員の意見につきましては、学校教育振興基本計画は、課題について節として項目立てしているということですが、課題を踏まえた上で新たな計画に取り組んでいくかという非常に大切な部分でございます。特別支援教育実施計画においても、課題の抽出等をしっかり行っていいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかはないようでございます。こちらの計画についても、学校教育振興基本計画と同様に、年内に素案の案を教育委員会定例会で協議しますか。

○高橋教育支援課長 はい。

○栗原教育長 年内には、計画により近い素案の案といった形での説明ができると思いますので、また細かな点については、その際にご意見を承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、お諮りをいたします。1 協議（3）立川市第4次特別支援教育実施計画骨子案については、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 協議（3）立川市第4次特別支援教育実施計画骨子案について、は承認をされました。

◎協 議

（4）立川市学校給食における食物アレルギー対応方針及び食物アレルギー対応実施手順書の改正について

○栗原教育長 続きまして、1 協議（4）立川市学校給食における食物アレルギー対応方針及び食物アレルギー対応実施手順書の改正について、に入ります。青木学校給食課長、説明をお願いいたします。

○青木学校給食課長 学校給食課より、立川市学校給食における食物アレルギー対応方針及び食物アレルギー対応実施手順書の改正について、ご協議をお願いいたします。

資料の1 概要をご覧ください。東調理場の供用開始及び中学校での食物アレルギー対応を開始することに伴い、令和4年10月の教育委員会定例会でご協議いただき大幅な改正を行い、現行の内容となっています。令和5年度2学期より中学校での食物アレルギー対応を実施する中、学校現場での実践を踏まえ、スケジュールや手順、文言等の整理をするとともに、学校給食費の無償化、国の制度変更等に併せた改正を行います。

2 改正内容をご覧ください。対応方針の改正内容につきましては、①学校給食費の無償化によるもの、②考え方を明示するもの、③対応スケジュールの変更によるもの、④国の制度変更によるもの、⑤その他、文言の整理等によるものとなっております。

実施手順書の改正内容につきましては、①学校給食費の無償化によるもの、②対応スケジュールの変更によるもの、③「アレルギー対応カード」の運用に関するもの、④「アレルギー一食対応表」の運用に関するもの、⑤食物アレルギー対応の解除に関するものとなっております。

3 施行日をご覧ください。令和7年度新入生のアレルギー面談に間に合わせるため、施行日は令和6年11月1日とします。

以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、

ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 質疑ではなく、本当に感謝の気持ちをお伝えしたいのですが、アレルギー対応方針や、アレルギー対応手順書を拝見させていただいて、当然なのですがアレルギー対応について事故を絶対に起こさないという、まず絶対という言葉が付くことだと私も思っているのですが、ダブルチェックどころか本当に幾重にも、こんなに丁寧にやっていただけるということが分かる、調理場や現場の方々は本当に大丈夫ですかって思ってしまう位、本当に丁寧できめ細かな案になっているのではないかと思います。皆さまのご苦勞もご負担もあると思いますが、1人もアレルギー対応で事故を起こさないぞという意気込みをととても感じました。感謝の気持ちをお伝えしたくて発言しました。

以上です。

○栗原教育長 石本委員、ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 私も質問というよりは感想です。前に協議されたのが私の任期より前だったので、初めて読みました。本当にわが子がもし食物アレルギーだったらと思いながら頑張って読んだのですが、100%防止するということが本当ににじみ出ていました。

とても頑張って読んだのですが、Y o u T u b e に動画があるということに途中で気が付いて、動画チャンネルで栄養士さんがお話しされている 20 分ぐらいの動画を見ましたら、とても分かりやすく、最初に見れば良かったと思いました。保護者の方が QR コードなどから動画に飛べたりすることができると嬉しいです。分かりやすい動画なのですが、20 分あるため、概要欄に例えば、6 分からは調理場の給食についてです、や、8 分からはアレルギー対応です、などのタイムスタンプ等で章立てが分かるとうれしいなと思いました。

もう 1 点が、石本委員と同様で、私も給食調理場や学校の業務負担が心配になりました。給食調理場の栄養士の方が対応してくださっている件数をおそらく把握されていると思いますので、例えば点検・評価の際に何件こういう対応をしています、と書いていただけると、私たちも大変さが分かるのでありがたいなと思いました。

以上です。

○栗原教育長 2 点、堀切委員からご提案ということで動画についてと栄養士の方が行っている対応について、ということです。青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 まず、動画についてです。質問にもありましたが、令和 5 年のアレルギー面談の回数は、全部で 625 回行ってきました。どうしても個別の内容を面談時には行うため、概要を事前に見てもらわなければ時間的に間に合わないということで、Y o u T u b e を活用させていただき、面談の前に動画を見て来てくださいという活用の仕方をさせていただいております。

今お話を伺い、QR コードなどをここにも付けておけばいいのだなということが分かりました。動画は確かに 20 分と長いので、タイムスタンプを付けておくと分かりやすいとの

ことで、そういうところは改善をしていきたいと思っております。

そして、学校給食課で対応をした面談の件数は、令和5年度で625件でございます。

以上です。

○栗原教育長 ご提案ありがとうございました。

では、続けて、堀切委員、お願いいたします

○堀切委員 細かいことで申し訳ありませんが、私の周りだと、例えば魚卵やナッツなど給食に使わないとなっている食材のアレルギーの子でも、取りあえず先生と面談をしましたという方がいらっしゃいます。625件にはそのような子の面談も含まれていて、実際に養護の先生が行っている面談の回数はさらに多いのかどうか教えてください。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 医者ではないのですが、栄養士として、アレルギーについてはある程度勉強をしておりますので、学校給食に使わない食材のアレルギーを持つ子どもに対しても面談をさせていただいております。そのような件数も含めて625件でございます。

ただし、学校にとってみると、修学旅行や移動教室などの場面でアレルギー対応が必要な場面が出てきてしまうので、事前に把握をしておき、このような対応をしたほうがいいですよという助言等も含めて面談に栄養士が入っている、面談の中に入っており、625件にはそれも含まれているとご理解いただければと思っております。

以上です。

○栗原教育長 続けて、堀切委員、お願いいたします。

○堀切委員 本当に100%防止するというところで理解をしました。

動画の中で、アレルギー対応表の書類のやりとりの実際の流れが説明されていたのですが、「この日はお弁当を持っています」など、書類のやりとりが実際に発生するというのは面談のみの対応と全然仕事の量が違うと思いますので、もしその件数も分かれば、例えばそれも点検・評価の成果などに書いていただけると、より現状が分かるかなと思いました。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 細かい配慮をありがとうございます。十分されているとは思いますが、やはり子どもたちの中には年齢によって体調が変わってくるなどということもありますので、エピペンの講習は1回講習を受けたからいいだろうと間隔が空いてしまうと、有事の際に、先生たちの対応が遅れたりすることもあると思いますので、その辺りの研修もよろしくお願いします。

○栗原教育長 ありがとうございました。エピペン講習も、年に1回は実施していると思います。継続して、いざという時には迷わず使用できるというような体制を整えていきたいと思っています。

ほかはいかがでしょう。小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 1つは質問、1つはお願いです。

質問は、資料の2改正内容の(2)実施手順書についての③で、1つ目が、中学校で「アレルギー対応カード」のサイズを弾力化するための改正で、その下が「アレルギー対応カード」の運用方法を弾力化するための改正とあり、下は運用方法に柔軟性を持たせるといった意味なのかと理解したのですが、上のサイズを弾力化するとはどういうことか教えてください。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 「アレルギー対応カード」につきましては、誤配膳を防ぐためにトレイよりも大きいカードをお盆からはみ出るように下に敷いて分かる方法を、当初考えておりました。中学校でも同じ運用方法をとっていたのですが、子どもにとって非常にプレッシャーになり、不登校につながりかねない状況になってしまったケースがありました。中学生頃になると自我が芽生えてくる状況もあり、分かればいいということで違った方法を取れるように、ほかの方法でもいいというところを中学校で改正したという改善内容になっております。以上です。

○栗原教育長 続けて、小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 とても細かな配慮をしてくださり本当にありがとうございます。これだけの立派な手順書、これだけの資料があるので、ほとんどミスはないという感じだと思うのですが、1つお願いがあります。対応方針(案)の5ページの一番下の(8)事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討というところです。これだけきっちりしているのですが、今後アレルギーの子どもは増えてくると思います。ヒヤリハット事例はアレルギーの子どもが多ければ多いほど増えると思うので、そういう事例が発生した場合にこんなことがあったと言いやすいような環境で皆さん働いていると、事例などを共有できるのかなと思います。怒られるからだまっておこうなどということがないような職場環境にしていいただけると、より100%に近くなるのかなと思いますので、その辺りの環境もキープできるといいと思います。以上です。

○栗原教育長 ありがとうございました。

もう10年以上は経過をしたと思いますが、やはり調布市立学校児童死亡事故の事例は絶対忘れてはいけません。いろいろなことが重なった結果だと思っておりますが、ヒヤリとする事例は本市でも起こらないことではないので、今、小柳委員からお願いということでしたけれども、とにかく隠さず情報共有をして、次に起こらないようにはどうするかということのをたえず模索できる体制をつくっていきたいと思っております。

ほかはよろしいでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかはないようでございます。

それでは、お諮りします。

1 協議(4) 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針及び食物アレルギー対応実

施手順書の改正について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 協議（4）立川市学校給食における食物アレルギー対応方針及び食物アレルギー対応実施手順書の改正について、は承認されました。

◎協 議

（5）若葉図書館の臨時休館について

○栗原教育長 続きまして、1 協議（5）若葉図書館の臨時休館について、に入ります。

黒島図書館長、説明をお願いいたします。

○黒島図書館長 それでは、図書館より若葉図書館の臨時休館についてご説明いたします。若葉図書館におきまして、令和7年1月14日火曜日～15日水曜日、屋外キュービクルの更新作業を実施するため停電となります。そのため立川市図書館条例第6条の規定に基づき臨時休館としたいと考えております。

資料の1臨時休館期間です。令和7年1月15日水曜日でございます。工事期間としましては、1月14日火曜日～15日水曜日ですが、14日火曜日はもともと通常の休館日でございます。

2休業する業務ということで、全ての業務を休業といたします。

ちなみに、若葉図書館の建物の中には若葉会館と東部連絡所という機能がありますが、こちらも全て休館することになります。

3周知方法です。「広報たちかわ」12月10日号、市ホームページ、図書館ホームページ、図書館X、市公式LINEに掲載します。その他、館内掲示、図書館カレンダーに掲示してまいります。

説明は以上になります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑ないようでございます。それでは、お諮りをいたします。

1 協議（5）若葉図書館の臨時休館について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 協議（5）若葉図書館の臨時休館について、は承認されました。

◎協 議

（6）若葉会館の臨時休館について

○栗原教育長 続きまして、1 協議（6）若葉会館の臨時休館について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 先ほど、黒島図書館長から話がありました、若葉図書館の建物の2階に若葉会館がございます。立川市学習館等供用施設条例第4条の2第1項ただし書の規定に基づきまして、臨時休館とさせていただきたいというものでございます。

臨時休館期間は、令和7年1月14日火曜日～15日水曜日でございます。以下資料に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 質疑ないようでございます。それでは、お諮りいたします。

1 協議（6）若葉会館の臨時休館について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1 協議（6）若葉会館の臨時休館について、は承認されました。

◎報 告

（1）令和6年度上半期教育委員会事業後援の概要について

○栗原教育長 続きまして、2 報告（1）令和6年度上半期教育委員会事業後援の概要について、に入ります。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 それでは、令和6年度上半期教育委員会事業後援の概要につきまして報告いたします。

教育委員会事業後援につきましては、立川市教育委員会が各種事業を後援する基準及び手続きについて定めることを目的とする立川市教育委員会事業後援規定で規定してございます。資料をご覧ください。

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの上半期に、65件の申請がございました。2申請事業の後援実績の有無でございます。実績ありが49件、新規が16件でございます。過去5年間に同様の内容での後援実績がない事業を、新規の事業扱いとし、令和6年度上半期新規事業の承認は16件でございました。新規の事業の詳細は、別紙のとおりでございます。

3申請事業の承認の可否でございます。65件全て承認でございまして、不承認はございませんでした。4申請事業の事業分野、5申請事業の対象者、6申請団体種別は資料のとおりでございます。

裏面は、参考資料として過去5年間の傾向を示してございます。

参考でございますが、この表にはございませんが、コロナ禍前の平成30年度は67件、平

成 31 年度は 71 件でございましたので、事業後援の件数としてはコロナ禍前の水準に戻っていると考えているところでございます。

報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 質疑がないようでございます。

これで 2 報告（1）令和 6 年度上半期教育委員会事業後援の概要について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

（2）たちかわ読書ウィークについて

○栗原教育長 続きまして、2 報告（2）たちかわ読書ウィークについて、に入ります。黒島図書館長、説明をお願いいたします。

○黒島図書館長 図書館より、たちかわ読書ウィークについて、ご報告いたします。こちらは、例年この時期に立川市図書館 9 館全館で実施しており、各館で展示やイベントを行ってございます。資料中面は、各館が実施している内容になってございます。中央図書館のところを見ていただきますと、2 つ目のところ、「聞いてびっくり!?日本人の知らない米国の大統領選挙」ということで、11 月 5 日に大統領選挙がございますけれども、その 3 日前、11 月 2 日にこういった時期に沿ったイベントをやることになってございます。こちらはかなり人気でして、定員を大幅に超える申し込みが来ている状況でございます。

最後のページでは、おはなし会もあわせて実施するというのも掲載しておりますので、見ていただきたいなと思います。

では、報告でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。説明内容を踏まえ、これより質疑をお願いいたします。

小柳委員、お願いいたします。

○小柳委員 ご説明ありがとうございます。

中央図書館の大統領の講座など面白そうだなと思いました。それから、若葉図書館の「基本図書 ガチャおみくじ」などいろいろな活動やイベントがあって面白いなと思いました。中央図書館の 3 つ目に、「図書館を使った調べもの講座」があると思うのですが、自分の興味があるものを調べるのか、それとも、こういうものを調べますと決まっている中で、それを調べていくものなのかお伺いしたいです。図書館を使ってどうやって調べものをするのかを実はあまり分かっていなくて、私が小さい時にこういうイベントがあれば良かったなと思ったのでぜひ教えてください。

○栗原教育長 黒島図書館長、お願いいたします。

○黒島図書館長 こちらの「図書館を使った調べもの講座」ですけれども、図書館は、様々なデータベース、新聞の縮刷版など、いろいろな資料を過去からずっと取りそろえております。そういったものをどのように活用すれば、自分が調べたいものを調べることができるかという、いろいろなアプローチがございますので、そういった方法、レファレンスの簡単な方法をお伝えするといった講座になっております。

以上です。

○栗原教育長 よろしいですか。

○小柳委員 はい。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 上砂図書館の展示の中に「本屋大賞 20 年」というものがあります。面白いですよというような本はアピールしていただけると、「ああ、読んで良かった」、「知って良かった」と思いますので、直木賞、芥川賞は読む方によってなかなか合う、合わないがございますけれども、本屋大賞だけは面白くなかったことがないと私は思っておりますので、ほかの図書館でも、もっとアピールしていただけるとよろしいかなと思います。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

ほかはいかがでしょうか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 ほかないようでございます。

これで2報告（2）たちかわ読書ウィークについて、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。その他はございますか。

[「ありません」との声あり]

○栗原教育長 その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは、次回の日程を確認いたします。次回、第 21 回定例会は、令和 6 年 11 月 12 日火曜日 13 時 30 分から 210 会議室で開催をいたします。

これをもちまして、令和 6 年第 20 回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後 2 時 10 分

署名委員

.....

教 育 長